

4．河川情報の提供，地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 河川にかかる調査・研究等の推進

- ・ 継続的に水文観測を行ない，データを蓄積し，河川整備に役立てます。
- ・ 多自然型川づくりに関する動植物の生息・生育環境の調査・研究を関係機関と協力を得ながら推進し，技術的手法の確立に努めます。また，様々な調査・研究の成果は，関係各所において有効利用が図れるよう努めます。

(2) 河川情報の提供

- ・ インターネット等で，河川事業で整備された水辺の施設等を紹介するとともに，河川に関する自由な意見を，お聞きします。また，パンフレットや各種イベント等で河川事業や施策をPRし，理解と協力を得るように努めます。
- ・ 災害による被害の軽減を図るため，広島県水防テレメータシステムにより，県内一円に配置した観測局で雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで収集し，表示・記録を行うとともに，これらデータを管理し，水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また，広島県防災情報システムを活用し，市町村をはじめ広く県民の方々にも情報を提供します。

(3) 地域や関係機関との連携

- ・ 治水，河川利用及び景観等の河川環境上の適正な河川管理を図ることに支障が生じる場合は，関係機関と連携して対応します。
- ・ 治水上影響を及ぼす開発行為については，必要に応じて流出抑制対策等を事業者に指導します。
- ・ 超過洪水発生時の対応として，広島県防災情報システムを有効に活用した関係機関や沿川住民への情報伝達，警戒避難体制等の強化に努めるとともに，市町村の策定するハザードマップについても積極的に支援していきます。
- ・ 渇水時には，関係機関と連携し，節水等の広報活動や円滑な渇水調整に努めます。
- ・ 良好な河川環境を維持するため，許可工作物の新設や改築にあたっては，施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上，環境の保全にも配慮するよう指導します。
- ・ 河川の水質改善については，台所対策など地域住民の取り組みに対する啓発のほか，下水道の整備や水質悪化が懸念される大規模開発時の対応等，地元住民や関係機関と連携を図りながらその対策に努めます。
- ・ 油の流出など水質事故が発生した時は，事故状況の把握，関係機関への連絡，河川や水質の監視・事故処理等について原因者及び関係機関と協力して対応します。
- ・ 存在感のある川づくりを図るため，地域のまちづくりと調整し，景勝地や観光施設等を活かした川づくりを目指し，地域住民や関係機関等との連携を強化します。
- ・ 親しめる川づくりを進めるため，河川に関する広報活動等により地域住民の河川へ

の関心を高めるよう努めます。また、草刈りなどの河川愛護活動の支援も行います。

- ・ 水源かん養等の役割を担う山林などの自然環境の保全について、関係機関に働きかけを行います。
- ・ その他、主として内水氾濫により浸水被害が発生している河川についても、その浸水被害の解消に向けて関係機関との協議を進めて行きます。